

## 公益財団法人8020推進財団 歯科保健活動事業助成交付要綱

### 1. 助成交付の目的

本財団は、8020運動に関する事業の振興を一層推進するため、申請機関の歯科保健活動事業に対して助成金を交付する。

### 2. 助成申請に関する事項

#### (1) 助成対象となる団体

歯科医師会、公益財団、NPO法人、公共機関等歯科保健活動事業が実施できる団体、組織。

※1団体1件の申請に限る。

#### (2) 助成対象となる事業

「歯とお口の健康づくり」の支援事業であること

- (1) う蝕、歯周病など歯科疾患予防に関する事業
- (2) フッ化物応用に関する普及啓発事業
- (3) 生涯を通じた歯科健診・保健事業（乳幼児、学童、成人または高齢者等）
- (4) 咀嚼（よく噛むこと）の効用（「食育」を含む）に関連したテーマに関する事業
- (5) 禁煙支援に関する事業
- (6) 要介護者、障がい者(児)等歯科保健医療サービスを受けることが困難な者を対象とした口腔ケア、口腔機能向上等に関する事業
- (7) 歯科口腔保健の普及啓発事業・歯の喪失防止に関する調査事業
- (8) 医科歯科連携の事業（糖尿病・がん・認知症など）
- (9) 歯科口腔保健と医療費との関係に関する調査事業
- (10) その他、8020運動推進に有効と思われる普及啓発・調査研究事業

<注意事項>

- ※ 新「8020運動」の主役は、地域における住民であり、住民がアクセスし、参加しやすい運動展開であること。
- ※ 単なるイベントの開催でなく、またパンフレット等の作成にとどまらず、住民が自発的、積極的に主催、企画する研修会、学習会の開催であること。
- ※ 原則的に単なるイベント開催は、助成の対象となりません。
- ※ 行政と住民が連携したう歯・歯周病予防などの運動展開を歯科医師会が支援する形が望ましい。
- ※ 公益財団、NPO法人、歯科大学等との連携による事業であることが望ましい。

#### (3) 助成交付額

・総額：1,200万円（予定）

※助成交付額は1件につき、80万円を限度とする。

#### (4) 助成の対象となる事業の実施期間

4月1日～翌年3月31日までに完了することを原則とします。

#### (5) 助成の対象外となる経費

- ・申請団体の役員及び有給職員の人件費（給料、社会保険料等）、
- ・申請団体の事務所の家賃、光熱費等
- ・申請団体の建物等の施設に関する経費（建物の建築、購入、改修等の費用）
- ・その他、事業に関連性があると認められない経費

#### (6) 関係書類・計算書の保管

本事業助成を受けた団体は、事業助成の終了した年度末から5年間、関係書類及び計算書の保存を行う。

#### (7) 審査

- ・申請書類の審査は、8020 地域保健活動推進委員会において行う。

#### (8) 申請書

別添：歯科保健活動事業助成交付申請書(様式1、様式1-2)

(本財団ホームページ <http://www.8020zaidan.or.jp> からダウンロード可能)

※片面印刷、左肩クリップ留めをお願いいたします。

#### (9) 申請書の受付期間

毎年6月1日 ～ 6月30日（実施を予定している当該年度当初に申請）

申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「**歯科保健活動事業助成交付申請書類在中**」と記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函してください。

#### (10) 申請書の提出先

公益財団法人8020推進財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内

電話 03-3512-8020 FAX03-3511-7088

#### (11) 報告書

活動の「報告書(結果・事後評価)」は事業における経費計算書を添えて財団に（翌年4月末日までに）提出する。